平成２８年（フ）第７１１号
川崎市宮前区初山１丁目24番30号　第３矢沢荘
破産者　佐野　京子
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
新潟市秋葉区滝谷町８番14―４号
破産者　インテリアまるよし、ｍａｇａｒａこと　真柄　明義
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３８５号
新潟市東区上木戸３丁目２番18号
破産者　宮田　則吉
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４０８号
新潟市江南区日水２丁目７番８号　今井アパート２号、前住所新潟市江南区曙町４丁目５番48号
破産者　羽佐田　洋
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４２９号
新潟市東区河渡１丁目２番49号31
破産者　帆苅　利美
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７４２号
静岡県藤枝市善左衛門１丁目18番地の36
破産者　鈴木　泰子
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７０２号
愛知県尾張旭市稲葉町３丁目163番地１　ソーレ宮浦206、開始決定時の住所東京都世田谷区船橋３－８－８　岡田ハイツ102
破産者　岡田　敬二
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７０３号
愛知県尾張旭市稲葉町３丁目163番地１　ソーレ宮浦206、従前の住所名古屋市守山区白山３丁目1306番地の２
破産者　岡田　洋子
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８４７号
名古屋市南区呼続５丁目６番１―403号　さくら荘
破産者　古田　　瞳
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０６１号
名古屋市中村区則武１丁目７番12号　サンライフ則武２Ｂ号、開始決定時の住所名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号　笹島寮
破産者　井上　敏克
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２６５号
愛知県額田郡幸田町大字横落字向野66番地202、前住所愛知県額田郡幸田町大字横落字北門12番地　205
破産者　宮原　由紀
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３５９号
愛知県豊田市西岡町星ケ丘20番地　第３高岡清風寮2218号、前住所熊本県熊本市東区新南部２丁目１番80―407号
破産者　吉村　征朗
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３７１号
愛知県西尾市平坂町長堀町21番地２　長堀荘６号室、前住所愛知県西尾市錦城町285番地２
破産者　池内　昭義
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３７５号
愛知県豊田市河合町３丁目24番地13　クオールＣ　105号、前住所愛知県みよし市三好町弥栄38番地32
破産者　日比野大輔
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３９５号
愛知県知立市牛田町尼子田38番地１　リバーサイド尼子田101号
破産者　久米　　剛
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第７９号
島根県出雲市三津町389番地４
破産者　曽田　　宏
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第８８５号
広島市南区堀越２丁目６番20号
破産者　小笠原道世
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６２号
愛媛県宇和島市中央町２丁目２番10号　岡本ビル202号、申立時の住所愛媛県宇和島市三間町迫目638番地
破産者　河野　睦明
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部